

## [付 記] 8月末豪雨災害

### 1 8月末豪雨の概要

8月26日午後から中通り中・南部で強い雨が降り出し、一時弱まりを見せたが、27日午前1時頃から南部を中心にして激しい雨が断続的に28日午前4時頃まで降り続いた。その後小康状態に入ったが、29日午前7時頃から30日にかけて再び強い雨が断続的に降り続いた。このように降雨は二つのピークがあり、災害は長期にわたった。

### 2 被害状況（文教関係）

#### (1) 人的被害

集中豪雨は、2学期早々の授業日の出来事であり、中通りを中心に「臨時休校」、「授業打ち切り」、「授業遅らせ」等の措置をとった学校が多く、その累計は下表のとおりであった。

項目	小・中学	高等学校	養護学校	合計
臨時休校	240	36	14	290
授業打ち切り	129	147	6	282
授業遅らせ	52	15	0	67
欠席者数	2,154	29,206	432	31,792
死亡	1	0	0	1
怪我等	0	0	0	0

(※ 死亡：大信村立大信小学校 6年)

#### (2) 物的被害

##### ① 学校教育施設

公立小中学校で被害を受けたのは、76校、被害金額は約5億2千万円にのぼった。被害の多くは法面崩落、土砂流出・流入等土地にかかるものであったが、大信村立大信中学校では、裏山からの大量の土砂流入により技術室棟が全壊し、図書室が損壊とともに、備品・教材等が流出するなど大きな被害を受けた。



大信村立大信中学校

・県立学校で被害を受けたのは、法面崩落や法面亀裂があった二本松工業高校と船引高校の2校で、被害額は1,074万円であった。

##### ・災害復旧費国庫負担法適用の状況

「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の摘要を受けるべく、公立学校毎の被害の種類、程度の状況把握に努め、その内容を精査した。

公立小・中学校では14市町村、22小・中学校（小学校13校、中学校9校）が、県立学校では二本松工業高校が適用を受けた。

##### ② 社会教育・体育施設

###### ア 社会教育施設

社会教育施設で被害を受けたのは、市町村有施設6施設で、被害は法面崩落などで、概算被害額は1,470万円であった。

###### イ 社会体育施設

社会体育施設で被害を受けたのは、県有施設では1件で概算被害額12万円、市町村有施設は30件で概算被害額は2億5,777万円であった。

### 3 災害応急対策

#### (1) 児童生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し、被害状況を把握するとともに、第2学期の授業に支障がないよう努め、速やかに教科書の給与を行った。その対象となったのは、小・中・高等学校で82名、407冊であった。

#### (2) 県立高等学校被災生徒に対する就学援助

県立高等学校に在籍する生徒で、災害を受け就学が困難になった生徒に対し、授業料免除の措置を講じた。免除の対象となったのは全日制で24校85名であった。

付

記

平成10年8月末豪雨による災害